

事務連絡
平成 27 年 2 月 18 日

各養成施設 御中

中国四国厚生局
健康福祉部健康福祉課

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）に基づく
地方厚生局が行っている事務・権限の都道府県への移譲について

平素より、厚生行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備
に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）が平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。

これにより、厚生労働大臣に係る事務・権限のうち、現在地方厚生局が行っている各種
養成施設の事務・権限についても、平成 27 年 4 月 1 日から、各養成施設の所在地を管轄す
る都道府県知事へ移譲されますので、下記の点についてご確認下さいますようお願い致し
ます。

今後も、引き続き適切な運営に努められますよう、お願い申し上げます。

記

1. 移譲される事務・権限

厚生労働大臣に係る事務・権限のうち、地方厚生局長に委任している事務・権限で
各種資格者の養成施設の指定・監督等（①養成施設の指定、②変更の承認又は届出、③
年次報告、④報告徴収及び指示、⑤指定の取消）に係る事務は、申請・届出等を行う
各養成施設の所在地を管轄する都道府県知事に移譲されます。

2. 権限を移譲する日

平成 27 年 4 月 1 日

3. ご確認、ご留意いただきたい事項

- ① 事務・権限が移譲される業務は、現時点においては（別紙 1）「事務・権限移譲す
る業務一覧」のとおりです（尚、「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「管理栄養士
養成施設」、「栄養士養成施設」、「指定保育士養成施設」、「文部科学大臣及び厚生労

働大臣が指定等した社会福祉士養成施設並びに介護福祉士養成施設（科目確認大学等含む）、「精神保健福祉士に係る科目確認大学等」、「その他の移譲しない事務（講習会関係）について」は今回移譲されません。移譲される指定・監督業務については、地方厚生局から各養成施設の所在地を管轄する県へ平成 26 年度末までに引き継がれます。

② 移譲日（H27.4.1）前後に申請・届出等を行う場合の取り扱いは、次のとおりです。

○ 移譲日前 3 月 3 1 日までに申請・届出等を提出することとなっている場合

（1）提出期限内となる各養成施設の申請・届出等（※）は、地方厚生局に提出して下さい。（現行制度で県を経由するものは、従来どおり県へ提出して下さい）

※ 3 月 3 1 日までに必ず提出を要する申請・届出は、各養成施設の新設、又は定員増（平成 28 年 4 月に予定）が該当します。業種ごとの詳細は、（別紙 2）「養成施設からの申請・届出に係る地方厚生局での受理期限」をご参照下さい。

（2）申請・届出書類を 2 部（正・副各 1 部）提出されますようお願いいたします。（現行制度で申請・届出等が県を経由するもの、しないもの共に厚生局用、県用の 2 部となるよう、ご提出にご協力下さい）

○ 移譲日後 4 月 1 日以降の申請・届出等を提出される場合

4 月 1 日以降の申請・届出等は、各養成施設の所在地を管轄する県知事に提出して下さい。

参考：現在の各移譲事務の担当連絡先としては、（別紙 3）「各縣市担当連絡先」をご参照下さい。（現在のところ、4 月 1 日以降の申請・届出等の提出先となる各縣市の担当者は未定ですので、その都度ご確認ください。）

ご不明な点等につきましては、下記連絡先まで電子メールにより、ご照会下さいますよう、よろしくお願いいたします。

（連絡先）

●中国四国厚生局健康福祉部健康福祉課

担当：立岡

●電子メールアドレス

cky-hokoku@mhlw.go.jp

（電話番号） 082-223-8229

（FAX番号）082-223-6489

事務・権限移譲する業務一覧

具体的な事務権限の範囲は、以下のリンク先(事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定))を参照願います。

→http://www.nactva.gr.jp/resource/topics_files/20131220144252.pdf

○養成施設の指定・監督等	うち、移譲しない事務の範囲
救急救命士法	
理学療法士及び作業療法士法	
診療放射線技師法	
臨床検査技師等に関する法律	
臨床工学技士法	
義肢装具士法	
視能訓練士法	
言語聴覚士法	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	あん摩マッサージ指圧師養成施設、あん摩マッサージ指圧師・はり師養成施設、あん摩マッサージ指圧師・きゆう師養成施設、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師養成施設
柔道整復師法	
歯科衛生士法	
歯科技工士法	
保健師助産師看護師法	
栄養士法(管理栄養士及び栄養士)	管理栄養士・栄養士養成施設(学校含)全て
調理師法	
食品衛生法(食品衛生管理者)	
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(食鳥処理衛生管理者)	
製菓衛生師法	
理容師法	
美容師法	
社会福祉士及び介護福祉士法	(社会福祉士養成施設) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校(大学、短大)に係るもの (科目確認(※)大学等) 全て ※「社会福祉に関する科目を定める省令(平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号)」第5条に基づく実習演習科目の確認のことをいう。
社会福祉法(社会福祉主事)	(介護福祉士) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校(大学、短大、高校)に係るもの

精神保健福祉士法	(精神保健福祉士養成施設) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校(大学、短大)に係るもの (科目確認大学(※)等) 全て ※「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号)」第3条に基づく実習演習科目の確認のことをいう。
身体障害者福祉法(身体障害者福祉司)	
知的障害者福祉法(知的障害者福祉司)	
児童福祉法(児童福祉司)	
児童福祉法(指定保育士)	指定保育士養成施設全て ※平成27年4月1日から起算して1年を越えない日に移譲予定

その他の移譲しない事務(講習会関係)について

法 律	所管事務	移譲しない事務の範囲
社会福祉士及び介護福祉士法	介護技術講習会(※) (主任指導者講習及び指導者講習会)の実施 ※法施行規則第22条第4項に規定するものをいう	文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定(双方による共管)した学校(大学、短大)に係るもの
	各種講習会の実施	社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会、社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会、実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会、実務者研修認定研修

養成施設からの申請・届出に係る地方厚生局での受理期限

職種 (各師士等)	①養成施設の新設			②養成施設の定員増に係る変更			
	設置計画書	受理の対象となる 新設の時期	受理期限	定員等変更計画書	受理の対象となる 定員増の時期	受理期限	
医療系	放射線	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月
	臨検	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月
	理学	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月
	作業	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月
	視能	現行では提出義務なし	—	—	現行では提出義務なし	—	—
	言語	現行では提出義務なし	—	—	現行では提出義務なし	—	—
	随工	現行では提出義務なし	—	—	現行では提出義務なし	—	—
	義肢	現行では提出義務なし	—	—	現行では提出義務なし	—	—
	救急	現行では提出義務なし	—	—	現行では提出義務なし	—	—
	歯衛	1年前	28年4月	27年3月	—	—	—
	歯技	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月
	保助看	前年の1月末	28年4月	27年1月	(学級数の増加を伴うもの) 前年の1月末	(学級数の増加を伴うもの) 28年4月	(学級数の増加を伴うもの) 27年1月
	柔整	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月
	あはき	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月
衛生系	製菓	—	—	—	—	—	
	食品	—	—	—	—	—	
	調理	—	—	—	—	—	
	理容・美容	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月
福祉系	社福	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月
	科目確認(社会福祉士専門学校)	現行では提出義務なし	—	—	—	—	—
	実務者	9ヶ月前	27年12月31日 以前の 新設	新設の9ヶ月前 (27年3月まで)	9ヶ月前	27年12月31日 以前の 新設	新設の9ヶ月前 (27年3月まで)
	介護	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月
	社福主事	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月
	精神	1年前	28年4月	27年3月	1年前	28年4月	27年3月

※書類提出にあたり、移譲後に厚生局から各県へ引き継ぐための書類として副本(写し)を添付のうえ提出願います。
 ※保助看については、平成28年4月新設等の計画書の提出期限が過ぎているところですが、参考までに記載しております。

◎各県担当連絡先（国から地方公共団体への権限移譲）

No	法律（事柄・権限）	鳥取県		島根県		岡山県		広島県		山口県	
		担当部署	電話番号	担当部署	電話番号	担当部署	電話番号	担当部署	電話番号	担当部署	電話番号
○養成施設の指定・監督等											
1	救急救命士法 医療系養成施設	危機管理局消防防災課	0857-26-7065	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 地域医療推進室	083-933-2924
2	理学療法士及び作業療法士法	福祉保健部健康医療局医療政策課	0857-26-7228	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 医務保険課	083-933-2820
3	診療放射線技師法	福祉保健部健康医療局医療政策課	0857-26-7173	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 健康増進課	083-933-2940
4	臨床検査技師等に関する法律	福祉保健部健康医療局医療政策課	0857-26-7173	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 健康増進課	083-933-2956
5	臨床工学技士法	福祉保健部健康医療局医療政策課	0857-26-7173	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 医務保険課	083-933-2820
6	職技士法	福祉保健部障がい福祉課	0857-26-7193	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 医務保険課	083-933-2820
7	規範訓練士法	福祉保健部健康医療局医療政策課	0857-26-7228	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 医務保険課	083-933-2820
8	言語聴覚士法	福祉保健部健康医療局医療政策課	0857-26-7228	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 医務保険課	083-933-2820
9	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	福祉保健部健康医療局医療政策課	0857-26-7172	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 医務保険課	083-933-2820
10	柔道整復師法	福祉保健部健康医療局医療政策課	0857-26-7172	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 医務保険課	083-933-2820
11	歯科衛生士法	福祉保健部健康医療局医療政策課	0857-26-7228	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 健康増進課	083-933-2950
12	歯科技工士法	福祉保健部健康医療局医療政策課	0857-26-7173	健康福祉部医療政策課	0852-22-6700	保健福祉部医療推進課	086-226-7403	健康福祉局医務課	082-513-3056	健康福祉部 健康増進課	083-933-2950
13	保健師助産師看護師法	福祉保健部健康医療局医療政策課	0857-26-7195	健康福祉部医療政策課	0852-22-5252	保健福祉部医療推進課	086-226-7323	健康福祉局医務課	082-513-3057	健康福祉部 医務保険課	083-933-2928
14	調理師法 食品系養成施設	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	0857-26-7284	健康福祉部医療政策課	0852-22-6195	保健福祉部生活衛生課	086-226-7335	健康福祉局食品生活衛生課	082-513-3106	環境生活部 生活衛生課	083-933-2974
15	食品衛生法（食品衛生管理者）	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	0857-26-7284	健康福祉部薬事衛生課	0852-22-5284	保健福祉部生活衛生課	086-226-7338	健康福祉局食品生活衛生課	082-513-3106	環境生活部 生活衛生課	083-933-2974
16	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥処理衛生管理者）	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	0857-26-7284	健康福祉部薬事衛生課	0852-22-6292	保健福祉部生活衛生課	086-226-7338	健康福祉局食品生活衛生課	082-513-3103	環境生活部 生活衛生課	083-933-2974
17	製菓衛生師法	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	0857-26-7284	健康福祉部薬事衛生課	0852-22-6487	保健福祉部生活衛生課	086-226-7335	健康福祉局食品生活衛生課	082-513-3106	環境生活部 生活衛生課	083-933-2974
18	理容師法 衛生系養成施設	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	0857-26-7284	健康福祉部薬事衛生課	0852-22-6529	保健福祉部生活衛生課	086-226-7335	健康福祉局食品生活衛生課	082-513-3097	環境生活部 生活衛生課	083-933-2970
19	美容師法	生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課	0857-26-7284	健康福祉部薬事衛生課	0852-22-6529	保健福祉部生活衛生課	086-226-7335	健康福祉局食品生活衛生課	082-513-3097	環境生活部 生活衛生課	083-933-2970
20	児童福祉法（指定保育士） 福祉系養成施設	福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課	0857-26-7570	健康福祉部青少年家庭課	0852-22-6254	保健福祉部子ども未来課	086-226-7349	健康福祉局働く女性応援PT	082-513-3174	健康福祉部 こども未来課	083-933-2747
21	社会福祉士及び介護福祉士法	福祉保健部長寿社会課	0857-26-7178	健康福祉部地域福祉課	0852-22-5089	保健福祉部保健福祉課	086-226-7317	健康福祉局地域福祉課	082-513-3142	健康福祉部 厚政課	083-933-2724
22	社会福祉法（社会福祉士専任）	福祉保健部福祉保健課	0857-26-7142	健康福祉部地域福祉課	0852-22-5089	保健福祉部保健福祉課	086-226-7317	健康福祉局地域福祉課	082-513-3144	健康福祉部 厚政課	083-933-2724
23	身体障害者福祉法（身体障害者福祉司）	福祉保健部障がい福祉課	0857-26-7152	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6526	保健福祉部障害福祉課	086-226-7382	健康福祉局障害者支援課	082-513-3161	健康福祉部 障害者支援課	083-933-2760
24	知的障害者福祉法（知的障害者福祉司）	福祉保健部障がい福祉課	0857-26-7152	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6526	保健福祉部障害福祉課	086-226-7382	健康福祉局障害者支援課	082-513-3161	健康福祉部 障害者支援課	083-933-2760
25	精神保健福祉士法	福祉保健部障がい福祉課	0857-26-7862	健康福祉部障がい福祉課	0852-22-6321	保健福祉部医療推進課	086-226-7330	健康福祉局健康対策課	082-513-3069	健康福祉部 健康増進課	083-933-2944